

1 改訂の必要性和災害等から見た課題

1 改訂の必要性

- 大規模災害時等の透析医療を確保するため、平成9年に「災害時における透析医療活動マニュアル」を策定し、これまで3回の改訂を行ってきた。
- 地震や台風等相次ぐ災害や東京都透析医会発足による災害時透析医療ネットワークの一本化を踏まえ、災害時における透析医療体制の強化に向けてマニュアルの見直しを行う。

2 災害等から見た課題

①医療連携体制

大規模災害では広範囲で医療機関が被災し、受入調整に時間を要する可能性がある。

②避難所等における患者への対応

透析患者は自己管理が原則だが、透析医療機関と連絡が取れない等、透析を受けられない患者への避難所等における区市町村の対応に違いがある。

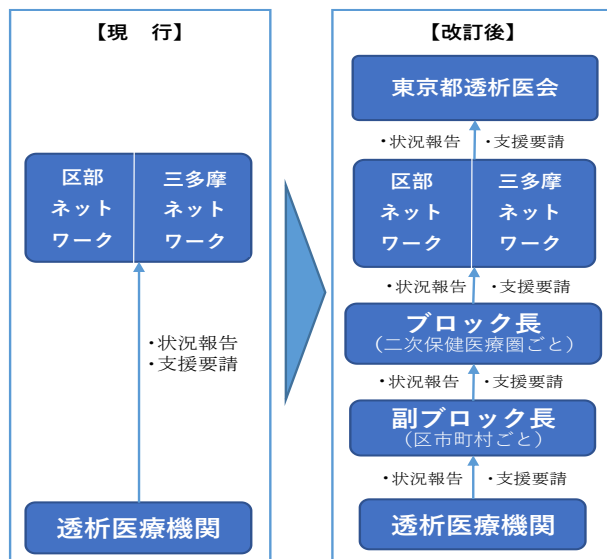
③透析用水の供給

災害拠点病院以外の透析医療機関は、優先的に応急給水を受けられる体制が構築されていないため、都内でも透析の実施に支障をきたす恐れがある。

2 改訂のポイント

①医療連携体制の強化

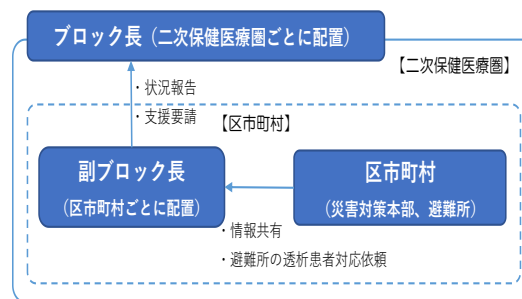
災害時の透析医療連携体制について、平成30年の東京都東京都透析医会発足に伴い、これまでの区部・三多摩ネットワークを中心とした体制から、透析医療機関⇒副ブロック長⇒ブロック長⇒区部・三多摩ネットワーク⇒東京都透析医会という新たな体制に整理する。



②区市町村との連携強化

災害時透析医療ネットワークと区市町村との連携を強化するため、ブロック長及び副ブロック長を配置し、マニュアルにはそのリストを掲載する。

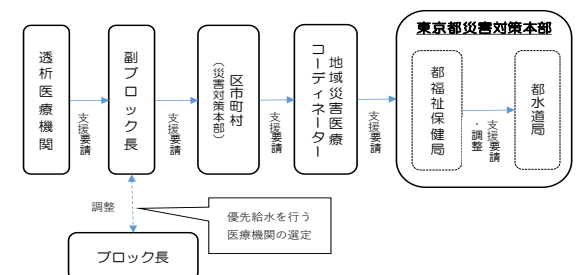
また、透析医療機関と連絡がとれず透析が受けられない患者が避難所へ避難してきた場合に区市町村から副ブロック長へ対応を依頼するなど、避難所での対応方針を明確化する。



③透析用水の確保

透析用水の確保するため、透析用水の支援要請の流れを整理する。

具体的には、透析医療機関から副ブロック長へ支援要請し、要請を受けた副ブロック長はブロック長と調整し、優先的に給水する医療機関を選定した上で、区市町村へ要請を行う。区市町村から地域コーディネーター、東京都へという流れとし、ブロック長・副ブロック長が優先供給する医療機関のトリアージを行うことで、透析用水の確保につなげる。



④その他

本マニュアルは大規模地震や水害を想定したものであるが、新興感染症等発生時においても、透析医療機関の情報収集等など災害時透析医療ネットワークを活用し、関係機関との連携に努める旨記載する。